

○液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第千五百二十六号）

最終改正 令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令三十号）及び特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（液状化等物質及び液状化等物質の積載の方法）

第二条 規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものに限る。）は、別表第一の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号及び同条第三号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

2 規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定める物質（国際航海に従事する船舶にばら積みして運送できるものを除く。）は、別表第二の品名の欄に掲げる物質とし、当該物質の規則第十五条の三の二第一号の告示で定める積載の方法は、同表の品名の欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の積載の方法の欄に掲げるとおりとする。

3 規則第十五条の二の三第一項第一号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書を要する物質として告示で定める物質は、別表第二に掲げる物質とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

（特殊貨物船舶運送規則第十六条に規定する国土交通大臣が定める物質を定める件の廃止）

2 特殊貨物船舶運送規則第十六条に規定する国土交通大臣が定める物質を定める件（平成五年運輸省告示第七百五十八号）は廃止する。

附 則 （平成二十四年十二月二十八日国土交通省告示第千五百三号）

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 （平成二十六年十二月四日国土交通省告示第千二百二十五号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成二十八年十二月二十七日国土交通省告示第千四百四十三号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （平成三十年十二月二十五日国土交通省告示第千三百八十四号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質、液状化物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （令和二年十二月二十八日国土交通省告示第千六百号抄）

（施行期日）

1 この告示は令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （令和五年十月二日国土交通省告示第九百九十六号抄）

（施行期日）

1 この告示は令和五年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化物質、固体化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 （令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号抄）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この告示の施行の際現に船舶により運送されている液状化等物質の積載方法については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。

別表第1（第2条第1項関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
水酸化アルミニウム	ALUMINA HYDRATE	<p>一 酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>十一 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。</p>
フッ化アルミニウム	ALUMINIUM FLUORIDE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>

		<p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 甲板及び積載場所において水を使用する場合、清掃すること。</p>
<p>アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）</p>	<p>ALUMINIUM SMELTING/REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED</p>	<p>一 水反応可燃性物質に該当するものとして、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号。以下「危告示」という。）別表第十五の規定により隔離すること。</p> <p>二 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>四 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>五 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>七 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>八 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で4週間以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。</p> <p>九 甲板及び積載場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>十 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十一 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十二 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においてはこの限りでない。</p> <p>十三 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十四 貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>十五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるため</p>

		<p>の措置をとること。</p> <p>十七 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>十八 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレン並びに混合気体の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十九 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>二十 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p> <p>二十一 船倉の清掃に水を使用する場合、清掃前に貨物の残渣を可能な限り除去すること。</p>
<p>バライト （重晶石） （浮遊選鉱により 化学的等級にある もの）</p>	<p>BARYTE, FLOTATION CHEMICAL GRADE</p>	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>九 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
<p>ボーキサイト粉</p>	<p>BAUXITE FINES</p>	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p>

		<p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>五 航海中、貨物の表面を定期的に確認（少なくとも1日に1回以上外観検査を実施することを含む。）すること。</p> <p>六 貨物の表面の自由水若しくはスラリー又は貨物の流動状態（貨物の平坦化その他の動的分離の兆候を含む。）を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
フッ化カルシウム ・硫酸カルシウム ・炭酸カルシウム の混合物	CALCIUM FLUORIDE , CALCIUM SULPHATE, CALCIUM CARBONATE MIXTURE	<p>一 食料及び腐食性物質（酸類のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
化学石膏	CHEMICAL GYPSUM	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p>

		<p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>五 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。</p>
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
石炭	COAL	<p>一 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。</p> <p>二 火薬類（等級1.4のものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類の貨物と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 酸化性物質と同一の船倉又は区画と上下に接する場所に積載しないこと。</p> <p>四 常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。</p> <p>五 火薬類（等級1.4のものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。</p> <p>六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が</p>

		<p>運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>八 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>九 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十 船積み前、船長は、貨物の性状（水分、硫黄分、粒径、メタンの発生の有無及び自然発熱の有無）及び積載の方法並びに運送方法を確認すること。</p> <p>十一 船積み前、積載場所を清掃し、残滓（サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。）を除去すること。</p> <p>十二 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されておらず、かつ、電線の損傷がない、又は完全に絶縁された場所（隣接する閉鎖された区画（積載場所と隔壁で仕切られており、積載場所に直接通じる開口を有していない機関室を除く。）を含む。）に積載すること。</p> <p>十三 次に掲げる事項を、積載場所に立ち入ることなく計測できるようにすること。</p> <p>イ メタン濃度</p> <p>ロ 酸素濃度</p> <p>ハ 一酸化炭素濃度</p> <p>ニ ビルジのpH値</p> <p>十四 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>十五 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、メタン濃度が十分低い場合においては、この限りでない。</p> <p>十六 貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷練りを行うこと。</p> <p>十七 貨物の表面が十分に平坦となるよう荷練りを行うこと。</p> <p>十八 積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。</p> <p>十九 次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。</p> <p>イ 航海開始後から24時間までの間は、積載場所の通風口を開放することにより、貨物の表層を通風すること。</p> <p>ロ イの作業の後、積載場所のメタン濃度を計測し、十分低い値であれば通風口を閉鎖すること。</p>
--	--	--

		<p>ハ 通風口を閉鎖した状態で、積載場所のメタン濃度を計測すること。</p> <p>ニ 航海開始から24時間以上経過した場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) ハの計測の結果、メタン濃度が十分低い場合 通風口を閉鎖すること。</p> <p>(2) ハ又はホの計測の結果、メタン濃度が十分低くない場合 通風口を開放した状態で、当該濃度が十分低くなるまで貨物の表面を通風すること。</p> <p>ホ 積載場所のメタン濃度計測は、毎日行うこと。</p> <p>二十 貨物より放出されるガスが閉鎖区域に蓄積しないよう、可能な限り当該ガスを排出すること。</p> <p>二十一 閉鎖された作業場所は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 適切に通風すること。</p> <p>ロ メタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測すること。</p> <p>二十二 積載場所において、ビルジのpH計測を定期的に行うこと。</p> <p>二十三 ビルジによりビルジウエルが腐食する危険性がある場合は、ビルジウエルに当該ビルジが滞留しないよう措置を講じること。</p>
石炭スラリー	COAL SLURRY	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 積載場所のメタン濃度計測は、定期的に行うこと。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
コークブリーズ	COKE BREEZE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で</p>

		<p>運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>七 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
銅スラグ	COPPER SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、ビルジを定期的に排出すること。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>

<p>粉碎された花崗閃 緑岩粉</p>	<p>CRUSHED GRANODIORITE FINES</p>	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
<p>還元鉄(D) (含水率2%以上の微粒副生物)</p>	<p>DIRECT REDUCED IRON(D) (By-product fines with moisture content of at least 2%)</p>	<p>一 火薬類（等級が1.4であって隔離区分Sのものに限る。） 、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類 及び腐食性物質（酸性のものに限る。）と別の船倉又は区 画に積載すること。</p> <p>二 火薬類（等級が1.4であって隔離区分Sのものを除く。） と別の船舶に積載すること。</p> <p>三 防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。</p> <p>四 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>五 積載場所から可燃性物質を除去すること。</p> <p>六 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で 運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲 げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨 中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が 運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを 閉鎖すること。</p> <p>七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の</p>

	<p>指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ 貨物が自然発火性物質に該当しないものであること。</p> <p>ロ 貨物を船積み前に30日以上養生していること。</p> <p>ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。</p> <p>八 船積み前及び荷役作業中、貨物の温度を計測し、これを記録すること。</p> <p>九 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>十 船積み後、ハッチを速やかに閉鎖すること。ただし、降雨のない場合は、ハッチを開放し十分に換気すること。</p> <p>十一 船積み後、積載場所の貨物の温度及び水素の濃度を計測し、記録すること。</p> <p>十二 船積み後、24時間以上待機するとともに、航海開始前、船長は、次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ 船倉が密閉されていること。</p> <p>ロ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。</p> <p>ハ 船倉上部の水素濃度が1 Vol%以下に保たれていること。</p> <p>十三 積載中に貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安全措置をとること。</p> <p>十四 航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認すること。</p> <p>イ 粒径が12mm以上の貨物の重量が貨物の全重量の3%以下であること。</p> <p>ロ 貨物の水分が2%以上であって、かつ運送許容水分値を超えないこと。</p> <p>ハ 貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。</p> <p>十五 船積み前、船長は、すべての作業従事者に貨物の危険性を周知し、認識させること。</p> <p>十六 船積み中又は陸揚げ中に降雨が生じた場合は、船積み又は陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、換気により積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。</p> <p>十七 積載場所に立ち入ることなく、積載場所の温度並びに酸素及び水素の濃度を計測することができる機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十八 積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。</p> <p>十九 航海中、機械式通風装置により通風することにより、積載場所の水素濃度を1 Vol%未満に保つこと。ただし、通風時間は必要最小限とし、貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>二十 積載場所の水素濃度を0.2Vol%以下に保つことができる防爆型の機械式通風装置を3組以上備えること。この場</p>
--	---

	<p>合において、これらの機械式通風装置のうち少なくとも1組は常時利用できるものとする。</p> <p>二十一 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレイムアレスタを装備すること。</p> <p>二十二 密閉された船倉内に自然通風装置を備えること。</p> <p>二十三 積載場所の可燃性ガスは吸引排気により除去すること。</p> <p>二十四 貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十五 積載中、機械式通風装置が正常に作動しなくなった場合には、安全措置をとること。</p> <p>二十六 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>二十七 航海中、貨物の温度並びに積載場所における空気中の水素及び酸素の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内に2年間保管すること。</p> <p>二十八 悪天候又は通風装置の故障の発生の後には、前号の計測の頻度を増やすこと。</p> <p>二十九 積載場所の水素濃度が1 Vol%を超えないように予防措置をとること。</p> <p>三十 ビルジウエルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。</p> <p>三十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>三十二 ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。なお、積載場所の水素濃度が1 Vol%以下でなければ、ハッチを開けてはならず、当該濃度が1 Vol%以下になるまで通風すること。</p> <p>三十三 甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。</p> <p>三十四 陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。</p> <p>三十五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。</p> <p>三十六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>三十七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>三十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p>
--	---

		<p>三十九 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>四十 積載場所に通じる暴露甲板上の閉鎖部及びハッチは風雨密であること。</p>
ダナイト粉	DUNITE FINES	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
魚（ばら積み）	FISH (IN BULK)	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>二 ビルジュエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
蛍石（フッ化カルシウム）	FLUORSPAR	<p>一 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを</p>

		<p>閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
フライアッシュ（湿式）	FLY ASH, WET	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>八 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
高炉系スラグ微粉末	GROUND GRANULATED BLAST FURNACE SLAG POWDER	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が</p>

		<p>運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定にしたがって荷練りすること。</p> <p>四 航海開始前、貨物の流動がないことを確認すること。</p> <p>五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>九 航海中、船倉の通風口及び通路を閉鎖すること。</p> <p>十 陸揚げ後の積載場所の清掃に使用した水を排出する場合において、固定式ビルジポンプを使用しないこと。</p>
アップグレードイ ルメナイト	ILMENITE (UPGRAD ED)	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
チタン鉄鉱粘土	ILMENITE CLAY	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p>

		<p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
チタン鉄鉱砂 [イルメナイトサンド]	ILMENITE SAND	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
鉄鋼スラグ及びその混合物	IRON AND STEEL SLAG AND ITS MIXTURE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p>

		<p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
鉄鉱粉	IRON ORE FINES	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
合成酸化鉄	IRON OXIDE TECHNICAL	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p>

		<p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>七 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
マグネサイト粉	MAGNESITE FINES	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>九 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
マンガン鉱粉	MANGANESE ORE FINES	<p>一 酸、塩基、酸化力の強い物質及び還元力の強い物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p>

		<p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
<p>硫化金属精鉱</p>	<p>METAL SULPHIDE CONCENTRATES</p>	<p>一 自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。</p> <p>二 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。</p> <p>六 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>九 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十一 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p>

		<p>十二 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>十三 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p>
セレスチン（天青石）精鉱	CELESTINE CONCENTRATE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
セメントカッパー	CEMENT COPPER	
銅精鉱	COPPER CONCENTRATE	
鉄精鉱	IRON CONCENTRATE	
鉄精鉱（ペレットフィード）	IRON CONCENTRATE (pellet feed)	
鉄精鉱（シンターフィード）	IRON CONCENTRATE (sinter feed)	
鉛亜鉛焼鉱（混合鉱石）	LEAD AND ZINC CALCINES (mixed)	
鉛亜鉛片刃	LEAD AND ZINC MIDDINGS	
鉛精鉱	LEAD CONCENTRATE	
鉛鉱残滓	LEAD ORE RESIDUE	
鉛銀精鉱	LEAD SILVER CONCENTRATE	
マンガン精鉱	MANGANESE CONCENTRATE	
ネフェリン閃長岩（鉱物）	NEPHELINE SYENITE (mineral)	
ニッケル精鉱	NICKEL CONCENTRATE	
五水和物（天然のもの）	PENTAHYDRATE CRUDE	
黄鉄鉱	PYRITES	
硫化灰（鉄分の多いもの）	PYRITIC ASHES (iron)	
硫酸焼鉱	PYRITIC CINDERS	
銀・鉛精鉱	SILVER LEAD CONCENTRATE	
スリグ（鉄鉱石）	SLIG (iron ore)	
亜鉛・鉛焼鉱（混	ZINC AND LEAD CA	

合鋳)	LCINES (mixed)	
亜鉛・鉛片刃	ZINC AND LEAD MI DDLINGS	
亜鉛精鋳	ZINC CONCENTRATE	
亜鉛焼結鋳	ZINC SINTER	
亜鉛澱物	ZINC SLUDGE	
リン酸二水素カル シウム	MONOCALCIUMPHOSP HATE (MCP)	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>八 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。</p>
ニッケル鋳	NICKEL ORE	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p>

		<p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>六 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
カンラン石砂	OLIVINE SAND	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
PEAT MOSS	PEAT MOSS	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 船積み前、貨物を覆いの下で貯蔵し、乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p>

<p>焼成硫化鉄鉱</p>	<p>PYRITES, CALCINED (Calcined Pyrites)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 可能な限り、積載場所を清掃し、かつ、乾燥させるものとする。 三 雨中において船積みをしないうこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板を設置する場合には、当該場所の天井板とハッチの間に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 八 積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置を講じること。 九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
<p>砂（重鉱物）</p>	<p>SAND, HEAVY MINERAL</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないうこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
<p>鉄鋼の製造に伴い生ずるスケール</p>	<p>SCALE GENERATED FROM THE IRON AND STEEL MAKING PROCESS</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 雨中において荷役作業をしないうこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

		<p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>四 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
アップグレードドリ チア輝石	SPODUMENE (UPGRA DED)	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
合成フッ化カルシ ウム	SYNTHETIC CALCIU M FLUORIDE	<p>一 フッ化水素酸、フッ化塩素、フッ化マンガン及び二フッ化酸素と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が</p>

		<p>運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
合成二酸化ケイ素	SYNTHETIC SILICON DIOXIDE	<p>一 フッ化水素酸、フッ化塩素、フッ化マンガン及び二フッ化酸素と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
チタノマグネタイトサンド	TITANOMAGNETITE SAND	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二 貨物の表面がゆるやかな勾配をなすように積載すること。 三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。 五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 六 陸揚げ後、積載場所のビルジウエルの閉塞物を取り除くこと。
濃縮酸化亜鉛煙じん	ZINC OXIDE ENRICHED FLUE DUST	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。 五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八 航海中、積載場所を通風しないこと。 九 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。 十一 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるため

		<p>の措置をとること。</p> <p>十二 陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。</p>
亜鉛スラグ	ZINC SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
ジルコンカイアナイト精鉱	ZIRCON KYANITE CONCENTRATE	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p>

		<p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
--	--	---

別表第2（第2条第2項及び第3項関係）

品名	積載の方法
アルミナ精鉱	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>六 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
建設土砂（近海運搬用）	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p>
高炉系ダスト（液状化するおそれのあるもの）	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 定期的にビルジを吸引すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
水酸化カルシウム（消石灰）	<p>一 強酸化剤、酸類、アルミニウム及び亜鉛と別の船倉に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃すること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p>

	<p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。</p> <p>九 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
<p>石炭ガス化溶融スラグ（湿式）</p>	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。</p> <p>六 荷役作業後、ハッチを閉鎖すること。</p>
<p>鉄鋼スラッジ（液状化するおそれのあるもの）</p>	<p>一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 規則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 定期的にビルジを吸引すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
<p>溶融スラグ</p>	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で</p>

運送する場合は、以下の措置を講じること。

イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。

ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。

ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

二 貨物の表面の高低差が船幅の5%を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。

三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。

四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

六 航海中、ビルジを定期的に排出すること。

七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。

八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。